

議発第10号

「フリースクール等を利用する子どもたちに対する支援を求める意見書」の提出について

掛川市議会は、地方自治法第99条の規定により、「衆議院議長」「参議院議長」「内閣総理大臣」「総務大臣」「財務大臣」「文部科学大臣」に対し、「フリースクール等を利用する子どもたちに対する支援を求める意見書」を裏面のとおりに提出する。

令和5年9月29日提出

提出者

掛川市議会議員

山本裕三

高橋篤仁

鷺山記世

安田彰

大井正

山田浩司

橋本勝弘

石川紀子

嶺岡慎悟

富田まゆみ

藤澤恭子

勝川志保子

寺田幸弘

鈴木久裕

藤原正光

窪野愛子

松本均

二村禮一

草賀章吉

山本行男

松浦昌巳

フリースクール等を利用する子どもたちに対する支援を求める意見書

文部科学省が実施した令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小中学校における不登校の児童生徒数は24万4,940人にのぼり、その数は年々増加している。

こうした状況下で、民間のフリースクール等は、様々な事情により学校生活になじめずにいる子どもたちの居場所であり、学びの場として重要な役割を果たしている。

しかしながら、フリースクール等は、学校教育法に基づく学校に該当せず、公的な支援もないため、その運営は大変厳しい。また、保護者にとっても利用料や通所費など負担が大きく、経済的理由で利用をあきらめる家庭も多い。

国は、教育機会確保法の中でも学校以外の場における学習活動等を行なう不登校児童生徒に対する支援を謳い、必要な措置を講じることを定めている。増加する学校になじめない子どもたちにも多様な学びの場が保障されるよう、下記の示す学校外のフリースクール等への支援を適切に行うことを求める。

記

- 1 不登校児童生徒やフリースクール等に関する詳細な実態調査を実施し、実態に即したきめ細やかな施策を実施すること。
- 2 不登校児童生徒が、家庭の事情に関係なくフリースクール等での学びの機会を確保するため、保護者の負担軽減に資する経済的支援を早急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

静岡県掛川市議会